

公式陳謝・賠償請求訴訟訴状

(1990年10月28日)

[→日本戦後補償総覧 \(PDF\)](#)

[→日本戦後補償総覧 \(WEB\)](#)

[→HOME](#)

訴

状

韓国大田市

[Redacted]

原告

崔 チ

[Redacted]

被告 日本国

陳謝と賠償請求に関する件

訴訟物の価額 算定不能

請求の趣旨

1. 被告は原告を陸軍軍属俘虜監要員として徴用し、非人間的に扱い、捕虜虐待の責任を負わせ、戦後は放置した事を陳謝せよ。
2. 被告は、朝鮮人戦犯の名誉を回復せよ。
3. 被告は原告に損害賠償の義務を認めよ。
4. 被告は戦争への朝鮮人の動員と犠牲の実態について調査説明し、朝鮮人に多大の犠牲を強い、戦後放置してきたことを朝鮮人総体に対して公式に陳謝せよ。

請求の理由

原告は一九二〇年三月七日出生した

一、原告は一九四二年三月（二二才）、陸軍軍属として、月給五〇円、二年間の契約で強制徴用された。同年六月、釜山西面野口部隊で、三七〇〇名の被徴用者と共に、厳しい訓練を受けた。軍人勅諭の暗記、武器の使い方、天皇を神とする精神教育等で、一日に七、八回のビンタは普通であった。

三、同年八月末、訓練を終えた朝鮮人軍属三千名は南方へ向い、マライ、ジャワ、タイの三隊に別れて上陸、原告は「マライ俘虜收容所特別警備隊」に配属となった。連合軍捕虜の監視要員である、原告は、泰緬鉄道建設の為、タイのリーケに作られた俘虜收容所に派遣された。ここで、六ヶ月の雨季の間、食糧、薬の補給が十分でなかった為、捕虜が多勢死んだ。鉄道建設終了後、原告は、スマトラのパレンドンに派遣された。

四、一九四五年八月一五日、荒木中隊長より日本の降伏を伝えられた。その時荒木大尉は私物を売って南発券（軍票）を回収する事を命令し、帰国後未払い給与等と共に、必ず価額返還すると、証明書まで発行した。しかし、現在まで一銭も支払われていない。

五、同年九月、朝鮮は独立するので、日本人とは別々に住む事と命じられ原告達朝鮮人は宿舎から追い出され、食事の配給がなくなり、野の草や、動物を捕えて飢をしのいだ。

六、同年十月、隊長が連合軍を案内し、原告達朝鮮人六〇名を示して、捕虜監視要員である事を教えた。原告達は全員が、シンガポールのチャンギ刑務所へ収監され、言葉では表現できない人間以下の待遇を四ヶ月受け、原告は不起訴となった。原告は二〇〇人以上の証人として、朝鮮人捕虜監視員の弁護に努めたが、多くの人が死刑、重刑を受けた。

七、原告の受けた精神的、肉体的被害は今なお回復していない。
八、原告は、原告をかかえる境遇に陥れた被告日本国に前記の通り要求する。

一九九〇年一月二十九日

原告 崔

東京地方裁判所御中

訴

状

韓国京畿道驪州郡

原告 朴^{ハク}

被告 日本 国

陳謝と賠償請求に関する件

訴訟物の価額 算定不能

請求の趣旨

原告は、原告をかかる境遇に陥れた被告日本国に対し次の事を要求する。

1. 被告は、原告に捕虜監視を命じ、戦犯の罪を負わせ、心身に回復不能な被害を与え、戦後は放置してきた事を陳謝せよ。
2. 被告は、原告に対し、損害賠償義務を負う事を認めよ。
3. 被告は、戦犯の罪に問われた朝鮮人の名誉を回復せよ。
4. 被告は戦争への朝鮮人の動員と犠牲の実態について調査説明し、朝鮮人に多大の犠牲を強い、戦後放置してきたことを朝鮮人総体に対して公式に陳謝せよ。

一、原告は、一九二三年一月二三日、出生した。

二、原告は一九四二年六月三日（一八才）釜山西面野口部隊に軍属として徴用され、軍人と全く同じ訓練を受けた。同年八月、釜山を出発して南方へ向かい、約一ヶ月後、ジャワに上陸した。

三、俘虜収容所監視員として、バタビアの俘虜収容所に勤務、後、飛行場建設の為、俘虜と共にセレベス島へ上陸した。セレベス島では監視員は、朝鮮人八〇人、日本人は中隊長、下士官五名であった。ここで後に死刑となった、鐘伊、崔昌善と共に勤務した。

約一年後ジャワのスマラン第四抑留所で約一年間勤務。思想が悪いとの理由で、朝鮮人軍属は各憲兵隊に分散配置となり、原告もバンドン地区タシクマラヤ憲兵派遣隊へ行かされた。

四、一九四五年八月一五日、解放と同時に朝鮮人集結地バンドンで自治的集団生活をしていた時、連合国戦犯として、バタビア、クロドク刑務所に他の朝鮮人軍属と共に収監された。日本軍の命令に従っただけの原告達朝鮮人軍属が捕虜虐待の罪に問われた。ここでは、フンドシー一枚、一日にビスケット五枚という報復的な人間以下の待遇を受け、数カ月の間に精神異常者が増えて

いった、その後、チビナン刑務所に全員移され、ここで原告は一度釈放されたが、日本へ帰る途中、セレベス島マカッサルで再び拘束された。オランダ法務大尉の取り調べを受け、原告が「ウソをつく」との理由で、ものさしでめった突きにされ、右目を突かれて失明した。そのまま原告は六ヶ月間、独房に閉じ込められ、一日も光を見る事ができなかつた。

再びジャワ、チビナン刑務所へ送られ、三〇日間取り調べを受けたが、その時、朴成根とセレベス島で共に勤務した、鐘伊、崔昌善の死刑執行が行われた。

五、一九四九年十一月、原告は五年の刑を宣告され、後二年に減刑された。

一九五〇年二月、日本の巣鴨刑務所へ移送され、同年三月二二日、韓国へ戻った。

一九九〇年十月二十九日

原告 朴

東京地方裁判所御中

訴

状

韓国慶尚北道英陽郡

原告

姜 坤

被告

日 本 国

陳謝と賠償請求に関する件

訴訟物の価額 算定不能

請求の趣旨

原告は、被告日本国に次の事を要求する

1. 被告は原告を戦争へ動員し、非人間的扱いをなし、戦後は放置した事について陳謝し、補償の義務があることを認めよ
2. 被告は、阿嘉岸での虐殺について調査報告せよ
3. 被告は戦争への朝鮮人の動員と犠牲の実態について調査説明し、朝鮮人に多大の犠牲を強い、戦後放置してきたことを朝鮮人総体に対して公式に陳謝せよ

請求の理由

一、原告は一九四四年夏（二三才）面職員と巡査により強制的に郡庁に連行され、翌日一七〇名と共にトラックで大 に送られ部隊編成された。釜山、下関を經由して一ヶ月後沖繩へ到着、特別水上勤務隊軍夫として軍用品の運搬に使役されたが、日本軍人の迫害を避ける為、原告は常に細心の注意を払った。

一九四四年十月十日、米軍の空襲により、軍人、軍属、民間人が多数死亡したが、原告は、大腿部に受傷、一ヶ月野戦病院で治療した。

一九四五年一月、原告達の部隊は阿嘉島に移動し、特攻隊の舟艇に魚雷を付ける訓練を毎日反復させられたが、同年三月米艦隊により海上封鎖され、食糧の供給が絶えた。米軍上陸後、原告達の部隊は山頂に移動、原告達は、桑、フキの葉等を食べ、昆虫までも食べ、死に直面した。

三、同年四月、朝鮮人軍夫達が、夜ひそかに山を下りて生稲を取った事が日本軍人に発覚し、一三名の朝鮮人軍夫が捕えられた。内一名は逃亡したが、二名が日本軍人に銃殺された。命令により、原告等は、まだ息のあるままで一二名を埋めさせられた。

銃殺の行われた夜、原告達朝鮮人軍夫七名は死を決心して逃亡、翌朝未明米軍に投降した。

四、沖縄の石川収容所で、八ヶ月の捕虜生活の後、一九四六年三月帰国途中、原告は日本に労賃の支払いを要求したが、「後日韓国政府を通じて支払う」との事であったが、そのままである。

五、阿嘉島での虐殺事件を被告日本国が公式に認め、調査した事はない。原告が心身に受けた被害は、今なお回復されず、労働も十分にできない。

一九九〇年一〇二九日

原告 姜

東京地方裁判所御中

訴

状

韓国全羅北道高敞郡

原告

崔^チ

被告

日本国

陳謝と賠償請求に関する件

訴訟物の価額 算定不能

請求の趣旨

原告は、原告に請求の理由で述べる様な恨多い人生を送らせた被告に次の要求をする

1. 被告は、原告に対し損害賠償義務を負うことを認めよ

2. 被告は、原告の夫を戦争に動員して死亡させ、原告を戦後放置してきたことを陳謝せよ

3. 被告は戦争への朝鮮人の動員と犠牲の実態について調査説明し、朝鮮人に多大の犠牲を強い、戦後放置してきたことを朝鮮人総体に対して公式に陳謝せよ

請求の理由

- 一、原告は、一九二四年一月一日に出生した。
 - 二、原告は一九四二年三月一五日、一九才で隣り村の妻 [redacted] (カン [redacted]) と結婚し、数ヶ月後に婚家に行く予定で、実家で暮らしていた。
 - 三、同年六月八日、原告の夫は日本軍の予備軍属として南洋諸島に連れて行かれ、原告は同年十一月四日、夫のいない婚家に来た。
 - 四、一九四四年秋、夫がニューギニア方面で生方不明という戦死通知書が来て原告は、天が崩れ地が裂けるような苦痛を味わった。
 - 五、原告はその後、痰の病気の姑や義弟の世話をして婿家で暮らしてきた。
- 一九九〇年一月二九日

原告 崔 [redacted]

東京地方裁判所御中

訴 状

韓国全羅南道羅州郡

原告

鄭^{チョン}

被告

日本 国

陳謝と賠償請求に関する件
訴訟物の価額 算定不能

請求の趣旨

原告は、被告に次の要求をする

1. 被告は、原告に対し補償の義務を負うことを認めよ
2. 被告は、原告を強制徴用して虐待し、戦後放置したことを陳謝せよ
3. 被告は戦争への朝鮮人の動員と犠牲の実態について調査説明し、朝鮮人に多大の犠牲を強い、戦後放置してきたことを朝鮮人総体に対して公式に陳謝せよ

請求の理由

一九四二年三月、原告は面事務所職員にだまされ、訳不明の用紙に強制捺印させられ、南太平洋のミレー島ミレー島の飛行場建設現場に連れて行かれた

二、飛行場建設現場では四〇度以上の酷暑と監督者の殴打の下で密林の伐採作業に従事させられ、病死者が続出した

三、飛行場は約一年後に完成したが、アメリカ軍の空襲と艦砲射撃がはじまり原告らは昼は防空壕に隠れ、夜は復旧作業に従事した。原告はこのとき、隠れていた壕に直撃弾を受け、左脚に破片傷を受け、今も痕跡が残っている。ミレー島には当時約一五〇〇人の朝鮮人がいたが、そのうち約三分の二が病死、爆死した

四、補給船が絶えると、朝鮮人たちは五〇〇人から一〇〇〇人ずつ分散し、各々数名の日本軍人が同行して無人島に送られ、草菜や魚貝類で食いつないだ。終戦の一ヶ月ほど前、原告が送られた島では木から落ちたやしの実をめぐって日本兵と朝鮮人青年たちが喧嘩になり、日本兵は逃げ帰ったが、その後日本兵一小隊がやってきて、銃を乱射し、朝鮮人の大部分が殺された。原告らは木に乗り白旗を掲げて米軍の助けを求め米軍艦に泳ぎついて捕虜となり、ハワイの収容所に収容され、一九四六年二月に帰国した

五、給与については、毎月家庭に送り、残りは帰国時に一時払にするとのことだったが、実際には家族に送金はなかった

一九九〇年十月二十九日

原告 鄭

東京地方裁判所御中

訴

状

韓国全羅南道光州市西区

原告

李^リ金^{クム}珠^{ジュ}

被告 日本国

陳謝と賠償請求に関する件

訴訟物の価額 算定不能

請求の趣旨

1. 被告は、原告の夫を強制徴用し、戦死させ、戦後放置してきた事を陳謝せよ。
2. 被告は原告に対し、損害賠償義務を負うことを確認せよ。
3. 被告は戦争への朝鮮人の動員と犠牲の実態について調査説明し、朝鮮人に多大の犠牲を強い、戦後放置してきたことを朝鮮人総体に対して公式に陳謝せよ。

請求の理由

一、原告は一九二〇年十二月九日出生した。

二、原告は一九四〇年夫、金道敏と結婚し、一九四二年三月長男金忠吉が出生

した

三、一九四二年十一月頃、夫は海軍軍属として強制徴用された。一ヶ月の訓練の後、一度だけ家に立ち寄った。その後十ヶ月位は、キルベ諸島タラワ島から時々手紙があったが、それも途絶え、全く消息不明になった。

四、一九四五年四月、郵便配達夫から夫の戦死通知書を受け取った。一九四五年四月十一日付、横須賀鎮守府司令官塚原二四三の名による弔辞であった。

一九九〇年一月二十九日



原告 李 金 珠



東京地方裁判所御中

訴

状

韓国金羅南道光陽郡

原告

李^イ

被告

日

本

国

陳謝と賠償請求に関する件

訴訟物の価額 算定不能

請求の趣旨

1. 被告は原告を戦場に動員し、重傷を負わせた上、戦後放置した事を陳謝せよ
2. 補償の義務があることを認めよ
3. 被告は戦争への朝鮮人の動員と犠牲の実態について調査説明し、朝鮮人に多大の犠牲を強い、戦後放置してきたことを朝鮮人総体に対して公式に陳謝せよ

請求の理由

- 一、原告は、一三二二年五月二〇日出生した
- 二、原告は、十年間、近海で船に乗って仕事をしていたが、一九四三年七月

三十一才、船舶司台部海軍軍属として徴用された。

三、台湾を本部として、南洋諸島へ向かったが、一九四四年十月十一日、台湾

沖でアメリカ軍飛行機の爆撃を受け、右前膊開放性挫滅粉碎骨折の重傷を負

い、船は沈没した。野戦病院にて、右腕を肘から切断、東京第三陸軍病院で

二五〇日入院した。声もかすれて、出にくくなった。

四、命は助かったが、不自由な身体で、生活は苦しく、それからずっと死んだ

と同様の人生である。

五、原告は、原告をかかえる境遇に陥れた被告日本国に対し、前記の通り要求す

る。

一九九〇年一〇二九日

原告 李

東京地方裁判所御中

訴

状

韓国金羅南道靈光郡

原告

金

被告

日

本

国

陳謝と賠償請求に関する件

訴訟物の価額 算定不能

請求の趣旨

1. 被告は、原告を強制徴用し、非人間的に扱い、身体に障害を負わせ、戦後放置してきた事を陳謝せよ。
2. 被告は原告に対し、損害賠償義務を負うことを確認せよ。
3. 被告は戦争への朝鮮人の動員と犠牲の実態について調査説明し、朝鮮人に多大の犠牲を強い、戦後放置してきたことを朝鮮人総体に対して公式に陳謝せよ。

請求の理由

一、原告は一九二八年十二月十日出生した

二、原告は一九四三年二月（一四才）、現住所から強制徴用され、大阪のサム

ホク工場に連行された。同工場では、食糧の自給が程度に少なく、豆粕、とうもろこし、麦まじり飯であった為、原告は軍馬の飼料をかすめて食べ、ひどく殴られたりした。又、付近の野菜を盗んで食べた事もあった。栄養状態が悪い上に、重労働であった為、腹痛、下痢に悩まされ、赤痢も患った。衣服やはき物も不足し、ぼろを着て下駄をつっかけたが、不平を言え
ば殴られ、獣のような扱いで酷使された。

三、毎日のように、昼夜を問わず米軍の空襲が始まり、原告の工場の宿舎にも爆弾と焼夷弾が投下された。原告は、右鎖骨、脊椎骨を脱臼、左頸部火傷、左指一指切断の重症を負った。しかし、病院では満足な治療もしてもらえず、豚や犬以下の屈辱的扱いを受けた。入院することもできず、さまよっている時、同胞に助けられて治療を受け、数ヶ月後に若干回復した。

四、その後も原告は同胞に依存して生活したが、一九四五年八月一五日の解放を迎え、同年十二月末帰国した。重傷を負った身体は、労働能力を回復する事ができず、不自由な身体で戦後も塗炭の苦しみをなめている。

一九九〇年一〇^月二九日

原告 金

東京地方裁判所御中

訴

状

韓国ソウル市鍾路区

原告

林^{イム}

被告

日

本

国

陳謝と賠償請求に関する件

訴訟物の価額 算定不能

請求の趣旨

1. 被告は、原告に対し損害賠償義務を負っていることを認めよ
2. 被告は、原告の夫を戦争に動員し、俘虜監視業務につかせ、その結果戦犯として服役し、死亡するに至ったこと、原告の夫と原告を戦後も放置したことを陳謝せよ
3. 被告は戦争への朝鮮人の動員と犠牲の実態について調査説明し、朝鮮人に多大の犠牲を強い、戦後放置してきたことを朝鮮人総体に対して公式に陳謝せよ

請求の理由

一、原告の夫、朴

は一九一九年八月二五日出生した

二、原告の夫は一九四二年六月一五日、連合軍俘虜監視要員として日本軍に強制徴用され、釜山の野口部隊に入隊、軍事訓練を受け、同年九月一四日、ジャワ捕虜収容所に配属、同年一二月タイの捕虜収容所に転属し、泰緬鉄道建設現場で勤務させられた。

三、日本軍降伏後、俘虜監視員はすべて俘虜虐待容疑者とみなされて強制拘禁され、原告の夫は一九四六年九月二六日、シンガポールのチャンギ刑務所におけるオーストラリア戦犯裁判で戦犯として二〇年の懲役刑を宣告され、そのまま服役した。

四、その後、原告の夫は、一九五三年に東京の巣鴨刑務所に移監され、一九五六年一〇月六日、一〇年八ヶ月の服役の末に釈放された。

五、しかし、原告の夫は長期にわたる服役中に患った腎臓病のために、一九六一年八月一六日、東京で死亡した。

六、原告は、夫をこのような苦難の末に死亡させた被告に対し、前記の通り要求をする。

一九九〇年一〇月二九日

原告 林

東京地方裁判所御中

訴

状

韓国全羅北道淳昌郡

原告

金^{キム}

被告

日本国

陳謝と賠償請求に関する件

訴訟物の価額 算定不能

請求の趣旨

1. 被告は、原告の父を強制徴用し、戦死させ、戦後放置してきた事を陳せよ
2. 被告は、原告の父の生死を明らかにせよ
3. 被告は原告に対し、損害賠償義務を負うことを確認せよ
4. 被告は戦争への朝鮮人の動員と犠牲の実態について調査説明し、朝鮮に多大の犠牲を強い、戦後放置してきたことを朝鮮人総体に対して公に陳謝せよ

請求の理由

原告は一九三七一年一月一日 父金^{キム}の長男として出生した

二、原告の父は、一九四一年八月末頃、海軍軍属として南洋諸島へ強制徴用された。家には、母と原告達三人の幼い子供だけが残された。

三、原告の父は、そのまま帰還する事なく、現在に至っており、強制徴用した被告日本国からは、何の連絡もないままである。しかし、原告の父と一緒に南洋諸島へ強制徴用され、友に帰国船に乗り、九死に一生を得て帰還したアンチンソア氏が、父の死を伝えてくれた。父は、一九四四年八月頃帰国船に乗ったが、同年八月八日船が難破、ハラオ島付近で溺死したとの事である。

四、父が強制徴用された後、生活は困窮を極め、母は重い荷物を頭に乘せて行商して、三人の幼児を育てた。父の死を知らされた日を命日として、位牌を埋めて仮墓を作り、供養を続けてきたが、母は今でも父の帰りを待っており。

五、○年前の日帝の虐政をくり返し語っている。

一九九〇年一〇二九日

原告 金

東京地方裁判所御中

訴

状

韓国釜山市海雲台区

原告

安^ソ

被告

日本国

陳謝と賠償請求に関する件

訴訟物の価額 算定不能

請求の趣旨

1. 被告は、原告に対し損害賠償義務を負うことを認めよ
2. 被告は、原告の父を戦争によって死亡させ、戦後原告や原告の母を放置してきたことについて謝罪せよ。
3. 被告は、戦争への朝鮮人の動員と犠牲の実態について調査解明し、朝鮮人に多大の犠牲を強い、戦後放置してきたことを朝鮮人総体に対して公式に陳謝せよ。

請求の理由

1. 原告は、一九四三年三月二十九日、安^ソ 割氏による日本名安本^ソの長男として出生した。

二、原告の父は、一九四二年八月、二一才で日本海軍に軍属として徴用された。

三、一九四三年八月、朝鮮総督府から「安本 ■■■■■」が一番大切にしていた物を送ってくれーとの連絡があったので、原告の母らは父が大切にしていた本を一切送ったところ、一ヶ月後にその本の入った骨箱と祭料（まつり代）の餅代一及び「日本国本邦南方海上で戦死したーとの連絡が届き、この本を埋めて墓地をつくった。

四、原告の母は一九才で寡婦となり再婚話もあったが、幼い原告が嫌がるので再婚をあきらめ、針仕事をして祖父母と原告を養った。

五、原告は一一歳になると六キロ離れた市場に薪を背負って行き、それを売って中学を終え、釜山に出て新聞配達をしながら苦学して、四〇才で大学を卒業した。

原告はこのように苦勞して学校を出たものの、遅すぎて職もなく、現在は新聞普及所をして、七〇才をこえた母と苦しい生活をしている。

六、原告は原告とその母にこのような悲しみと苦しみを味わせた被告に対し、前記の通りの要求をする。

一九九〇年一〇月二十九日

原告 安 ■■■■■

東京地方裁判所御中

訴

状

韓国ソウル特別市江南区

原告 金 

被告 日 本 国 

陳謝と賠償請求に関する件
訴訟物の価額 算定不能

請求の趣旨

原告は、被告に次の要求をする

1. 被告は、原告に対し損害賠償義務を負うことを認めよ

2. 被告は、原告を強制徴用して残酷な労働に従事させ、戦後放置したことを陳謝せよ

3. 被告は原告の父の死亡について調査解明し、原告の父を強制徴用して死亡させ、遺族を戦後放置したことを陳謝せよ

3. 被告は戦争への朝鮮人の動員と犠牲の実態について調査解明し、朝鮮人に多大の犠牲を強い、戦後放置してきたことを朝鮮人総体に対して公式に陳謝せよ

請求の理由

一、一九四二年二月、原告の長兄、金 [] (当時二三才) が樺太須取郡塔路町白鳥沢鉱業所に強制徴用された。

二、一九四三年三月、一家族全員が行かなければ金台雄は帰れない、と会社職員と巡査に脅され、原告の父が抗議すると「オクニノタメ、テンノウヘイカノタメ」と暴言、暴行を受け、結局原告の父金 [] (当時四五才)、次兄金 [] (当時二〇才)、原告 (当時一八才)、弟、金 [] (当時一六才) の四名も白鳥沢鉱業所に強制徴用された。

三、一九四四年、父を樺太に残し、原告ら兄弟四人は九州の平山鉱業所へ移された。

四、樺太でも九州でも「イノチナド オシクハナイ」と残酷な労働を課せられた。当時強制貯金させられた給与は一銭も支払われていない。

五、原告ら兄弟四人は一九四五年度の解放後帰国したが、父の消息はなく、会社や日本国からも何の通知もなかった。一九八七年になって、原告は、韓国KBSの中蘇離散家族放送を通じて、父が一九四五年五月ころ採炭場の事故で死亡したことを知った。

一九九〇年一〇月二十九日

原告 金 []

東京地方裁判所御中

訴

状

韓国釜山市金井区

原告

金^{キム}

被告

日本国

陳謝と賠償請求に関する件

訴訟物の価額 算定不能

請求の趣旨

原告は、被告に対し次の要求をする

1. 被告は、原告に対し損害賠償義務を負うことを認めよ
2. 被告は、原告の兄の消息を調査説明し、戦後もこれを怠り、原告ら遺族を放置してきたことを陳謝せよ
3. 被告は戦争への朝鮮人の動員と犠牲の実態について調査説明し、朝鮮人に多大の犠牲を強い、戦後放置してきたことを朝鮮人総体に対して公式に陳謝せよ

請求の理由

一、原告の兄、金^{キム}は一九二三年五月二一日に出生した

二、一九四一年秋、原告の兄は一九才で志願兵という名目の強制割り当て徴用を受け、大田市の日本陸軍第一二四部隊（岡部隊）に入営した。

三、一九四二年二月ころ、岡部隊の南方派遣の直前、原告の兄は家族と面会を許されたが、その後現在に至るまで、同人の消息は全く絶え、日本政府からも何の通知もない。

四、最近、原告が読んだ文芸誌の記事によると、岡部隊はガタルカナルの戦闘で全滅したとのことである。

一九九〇年一〇月二十九日

原告 金

東京地方裁判所御中

訴

状

韓国金羅南道

原告

朴 〓

被告

日本 国

陳謝と賠償請求に関する件

訴訟物の価額 算定不能

請求の趣旨

1. 被告は、原告を強制徴用し、非人間的な労働を課して重傷を負わせ、戦後放置した事を陳謝せよ
2. 被告は原告に対し賠償義務があることを認めよ
3. 被告は戦争への朝鮮人の動員と犠牲の実態について調査説明し、朝鮮人に多大の犠牲を強い、戦後放置してきたことを朝鮮人総体に対して公式に陳謝せよ

請求の理由

原告朴 〓 は、一九四四年（二五才）福岡県古河鉱業所へ強制徴用された。

徴用後二ヶ月足らずの内、発破事件で全身に重傷を負い、ベッドにくくりつけ

られて、片目を抜き取られた。もう一方の目も、抜き取られる所であったが、誰かが制止して助かった。会社が一金を払うとの約束で帰国したが、一銭も送ってこないままである。視力が著しく低下し、人間の顔の判別ができず、事故の後遺症で全身が不自由である。原告は、原告をかかると境遇に陥れた被告日本国に対し、前記の通り要求する。

一九九〇年一月二十九日

月

原告 朴

東京地方裁判所御中

訴

状

韓国釜山市金井区

原告 金成寿

被告 日本国

陳謝と賠償請求に関する件

訴訟物の価額 算定不能

請求の趣旨

原告は、原告を不自由な身体にしてかかる境遇に陥れた被告に対し、次の要求をする。

1. 被告は、原告に対し損害賠償義務を負うことを認めよ。
2. 被告は、原告を戦争に動員して不自由な身体にし、戦後放置してきたことを陳謝せよ。
3. 被告は戦争への朝鮮人の動員と犠牲の実態について調査説明し、朝鮮人に多大の犠牲を強い、戦後放置してきたことを朝鮮人総体に対して公式に陳謝せよ。

請求の理由

一、原告は、一九四四年一月一二日、日本陸軍狼兵団森一八七〇四部隊（歩兵第一六八連隊）に上等兵として従軍中、ビルマ雲南国境付近の南部ワラハンの戦鬪で左脚に盲貫破片傷を受けた。

二、一九四五年三月四日、右受傷により後送加療中の原告は、ビルマのライカに於いて再び敵襲を受け、右腕切断の重症を負った。

三、原告の左脚は今日に至るまで不自由であり、体内には弾片が残り、冬は傷跡の痛みにさいなまれる。

四、雙腕で足の不自由な原告の戦後の生活は厳しく、日本兵として受傷したため、周囲の白眼視にも耐えねばならなかった。

一九九〇年一月二十九日

原告 金 成 壽



東京地方裁判所御中

訴 状

韓国ソウル市麻浦区

原告

李^イ

被告

日 本 国

陳謝と賠償請求に関する件

訴訟物の価額 算定不能

請求の趣旨

1. 被告は、原告の夫を徴兵し、戦死させ、原告を非人間的に扱い、戦後放置してきた事を陳謝せよ
2. 被告は原告に対し、損害賠償義務を負うことを確認せよ
3. 被告は戦争への朝鮮人の動員と犠牲の実態について調査解明し、朝鮮人に多大の犠牲を強い、戦後放置してきたことを朝鮮人総体に対して公式に陳謝せよ

請求の理由

原告は一九二二年七月一七日、江原道（現在、朝鮮民主主義人民共和国）

で出生した。

二、原告は早くに両親を失い、同じ境遇の夫沈在学と同地で一六才一八九三八年一に結婚し、一九三九年息子が生まれた。

三、結婚二年後頃一八九四二年頃、夫は強制的に徴兵され、村中で盛大な出陣式が行われる中、仕方なく日本兵として行ってしまった。夫を徴兵する時は、後の生活は大丈夫、心配するな一という約束であったが、原告が要求しても日本からは一銭ももらった事はなく、生活は困窮を極めた。

四、その後夫からの便りも全くないまま数年が過ぎ、息子が六才の頃一八九四五年頃、日本人の役人が小さな箱を持ってきて、夫の戦死を告げた。北海道の近くで敵機の襲撃を受けて、夫の乗っていた船ごと沈んだと、その日本人は説明した。遺骨だと言われた箱の中には、爪の先が入っているだけだった。

原告は、夫を徴兵されてから、幼な子を抱えて筆舌に尽くせぬ苦勞を強いられた。

又、原告の弟は日本に強制連行され、虐待され、広島で被爆、帰国後心身の状態が悪く、今は寝た切りである。

一九九〇年一〇二九日

原告 李

東京地方裁判所御中

訴 状

大韓民国光州直轄市北区

原告 吳

被告 日本 国

陳謝と賠償請求に関する件
訴訟物の価額 算定不能

請求の趣旨

原告は、原告を失明させ、かかる境遇に陥れた被告に対し、次の要求をする。

1. 被告は、原告に対し損害賠償義務を負うことを認めよ。
2. 被告は、原告を失明させ、戦後放置してきたことを陳謝せよ。
3. 被告は戦争への朝鮮人の動員と犠牲の実態について調査解明し、朝鮮人に多大の犠牲を強い、戦後放置してきたことを朝鮮人総体に対して公式に陳謝せよ。

請求の理由

一、原告は、一九二二年一月二三日に出生した。

して入隊、勤務として乗馬の練習中木に激突し、全身に重傷を負い、その結果、胸膜炎を患い、視力も低下した

三、その後約一年にわたり入院加療を受けたが、回復せず除隊、帰国した。父母は水田を売り払って、原告の治療に尽したが、その甲斐なく、七、八年後には完全に失明するに至った

四、やがて父母も死亡し、頼る者も収入もなく絶望的な気持ちの中で、釜山の日本総領事アダチを尋ねて窮状を訴えたところ、「日本に連絡して結果を知らせる」と言われ、期待して待ち続けたが、その後数十年、音沙汰ひとつない

一九九〇年一月二十九日

原告 呉

東京地方裁判所御中

地で遊んでいる所を、巡査にトラックに乗るようになられた。トラックには募集に行く女性達が多勢乗っていて、原告は、そのまま一緒に奉天に連れて行かれた。トラックには、同じ部落の二十年以上の女性も一人いた。

三、奉天の工場で、原告は、最初綿花をほぐす仕事をさせられ、後には糸をよる仕事をさせられた。毎日殴られて仕事をしたが、機械に指をはさまれ、今も傷跡がある。

同工場では食券を配られるのだが、幼い原告は、紛失してしまい、食事のできない日が三日続く事も多かった。空腹のあまり草を食べたり、ごみ箱の中を探したりしたが、日本人に見つかり、又殴られた。毎日泣いて暮らして泣くと、又殴られた。

四、解放を迎え、三年以上働いた原告は、工場から二反の反物を与えられて、やっと家に帰った。家族に長い間便りをする事もできなかった。両親が「おばけ」と言っておどろいた。

一九九〇年一〇二九日

原告 崔

東京地方裁判所御中

訴

状

韓国全羅北道全州市

原告

成_リ

被告

日

本

国

陳謝と賠償請求に関する件

訴訟物の価額 算定不能

請求の趣旨

原告は、原告に非人間的な地獄の暮らしをさせ、その後遺症で苦しめている被告に対し、次の要求をする

1. 被告は、原告に対し損害賠償義務を負うことを認める

2. 被告は、原告を入隊させて虐待し、後遺症に苦しむ原告を戦後放置してきたことについて陳謝せよ

3. 被告は戦争への朝鮮人の動員と犠牲の実態について調査解明し、朝鮮人に多大の犠牲を強い、戦後放置してきたことを朝鮮人総体に対して公式に陳謝せよ

請求の理由

一、原告は、一九二七年一月二〇日出生した。

二、原告は、一九四三年五月八日、日本陸軍の関東軍第一野戦補充馬廠第五九部隊（後に第一五五一四部隊と改称）に軍属として入隊させられた。

三、右の部隊では、韓国人は人間以下の待遇を受け、暴力殴打が横行し、原告も勤務に清励したにもかかわらず、しばしば殴打された。

四、右の勤務中、原告は零下三〇〜四〇度の酷寒の中で飛び越え訓練をさせられ、落馬して脳震蕩をおこしたが、その状態のまま再び馬に乗せられ、約二〇分間訓練させられた。このため、本来人並みはずれて記憶力のよかった原告の知能は著しく低下して今日に至っている。

五、一九四五年、敗戦が迫り部隊は移動したが、危険な蒙古馬は韓国人に引かせたので、解放四日後の行軍中、原告は馬にけられて骨折した。

六、軍属としての勤務中、毎日の俸給を三ヶ月毎の賞与金があったが、その八割は規約貯金という名目で控除され、支給された残りの金も私物預金という名目でとりあげられ、今日に至るまで受け取っていない。

一九九〇年一月二〇日

原告 成

東京地方裁判所御中

訴

状

韓国慶尚北道金陵知禮面

原告

金^{キム}

被告

日本国

陳謝と賠償請求に関する件

訴訟物の価額 算定不能

請求の趣旨

原告は、原告にこのような苦痛をなめさせた被告に対し次の要求をする

1. 被告は、原告に対し損害賠償義務を負うことを認めよ
2. 被告は、原告を強制徴用、酷使し不自由な身体にし、戦後放置してきたことを陳謝せよ
3. 被告は戦争への朝鮮人の動員と犠牲の実態について調査説明し、朝鮮人に多大の犠牲を強い、戦後放置してきたことを朝鮮人総体に対して公式に陳謝せよ

請求の理由

一、原告は、一九二九年一月二十九日出生した

二、原告が一五才のとき徴用されたが、逃亡して、一年間は親戚の家を転々と隠れてまわった

三、一九四五年三月、原告が一六才のとき家に帰ると再び徴用され、前年と逃亡したことを理由に、金泉警察署で三日間殴るけるの暴行を受けた

四、その後原告は釜山を経て日本に連れていかれ、群馬県藪塚の太田飛行場裏山でトンネル掘りをさせられた。身体がまだ小さいのでトロッコを押すのはつらく、蚤、しらみや不安感で不眠状態となり、食物はさつまいもや混合穀のみで、公休もなかった

五、ある日、落盤がおこり、原告は生き埋めとなって、指二本を失い、全身を打撲し一ヶ月入院した。朝鮮人には日本人がかぶっているヘルメットが与えられていなかった

六、一九四五年一月ころ、原告は帰国したが、不自由な身体では職もなく、父や兄にも冷遇された。現在でも生活は苦しく、骨はもろく、夜寝ていても神経の苦痛のため体が震え、落盤を思い出して大声を出して起きあがる。いっそ落盤で死んでしまった方が幸福だったとさえ思う

一九九〇年一月二十九日

原告 金

訴

状

韓国慶尚北道英陽郡

原告

張^ハ

被告

日本国

陳謝と賠償請求に関する件
訴訟物の価額 算定不能

請求の趣旨

1. 被告は、原告に対し損害賠償義務を負うことを認めよ
2. 被告は、原告を入隊させ、肉体的、精神的苦痛を強い、戦後放置してきたことを陳謝せよ
3. 被告は戦争への朝鮮人の動員と犠牲の実態について調査説明し、朝鮮人に多大の犠牲を強い、戦後放置してきたことを朝鮮人総体に対して公式に陳謝せよ

請求の理由

一、原告は、一九二四年二月一日に出生した

二、原告は、一九四二年一月二〇日、強制的に日本軍に志願させられ、ソウル市城東区の志願兵訓練所で、六ヶ月の訓練を受けた

三、翌一九四三年九月二〇日、原告は召集を受け、ソウルハンナムチョン三〇部隊に入隊、九ヶ月後に龍山二二部隊に編入、一九四四年七月二〇日、猛虎部隊二二聯隊本部中隊に編成され、ソウルから釜山、吳、昭南島へ現シंगाホールー、フノンペン、バンコク、ラングーンを経由してビルマのタドン県のゴム森林に駐屯した

四、右の駐屯地で、原告は昼は空襲、夜は夜間訓練という辛苦を味わった
五、一九四五年一月二日、原告は緊急動員命令を受け、ミヤという所へ行こうとしたが、爆撃で自動車が動けなくなり、糧食や飲水もほとんど支給されず、飢えと乾きになやまされながら前線を徒歩でさまよい、敵機四〇機の爆撃と銃撃で一個聯隊が皆殺しにされる中で九死に一生を得た

六、日本軍の降伏後、原告は捕虜となり、チュロンという村で約三二〇〇名の韓国人と集団生活をさせられたが、一日におかゆ二杯とビスケット五枚という飢餓生活だった

七、このような軍隊生活の中で衰弱した原告の体は今日に至るまで回復しないまま生活に支障をきたし、精神的な被害は語りつくせない
八、原告は、原告にこのような辛苦嘗めさせた被告に対し前記のとおり要求をする

一九九〇年一月二十九日

原告 裴

東京地方裁判所御中